



農業委員会だより

地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう！

平成30年度の千葉市の鳥獣による農作物の被害金額は約1,200万円で、深刻な状態です。近年では、カラスやハクビシンに加えて、イノシシの被害が増えつつあります。イノシシは緑区の板倉町、大椎町、大木戸町、土気町、下大和田町などに出没し、農作物の食害だけでなく、田畑の掘り起こしなどの物理的な被害も発生しています。

皆で鳥獣被害に対する理解を深め、対策に取り組みましょう。

被害を防ぐには ～鳥獣対策の3つの柱～

鳥獣対策は、「捕獲」「防護(侵入防止)」「鳥獣の住みにくい環境管理」の3つを組み合わせる事が重要です。特に「**鳥獣の住みにくい環境管理**」については、地域ぐるみの対策が必要になります。

鳥獣の住みにくい環境管理 ("餌"と"棲み家"を無くす!)

- ① **集落みんなで協力し、徹底して“餌”を取り除きましょう。**
収穫しない野菜や果実、間引いた株などは速やかに片づけ、畑や山林に放置しないようにしましょう。収穫しない栗、渋柿などの木は伐採してしまうことも有効です。
- ② **棲み家を無くしましょう。**
耕作放棄地や荒れた山林は、鳥獣の棲み家になってしまいます。イノシシについてはこのような場所で繁殖します。

千葉市鳥獣被害防止対策協議会の活動 ～本市の支援策～

- 現在、鳥獣による農業被害対策については、市、JA、猟友会等で組織する協議会が中心となって、以下の取組みを行っています。
- ① **捕獲、電気柵の設置**
鳥獣の種類によって異なりますが、猟友会やJAの協力のもと主に「箱わな」による捕獲を行ったり、田畑への侵入防止対策として「電気柵」を設置しています。
 - ② **荒れ地の刈払い**
県の事業(平成30年度～令和2年度)を活用し、イノシシの棲み家となる耕作放棄地等の刈払いを行っています。
 - ③ **免許取得への補助**
捕獲従事者を確保するため、わな免許を取得する際に必要な経費について一部助成しています。
 - ④ **イノシシ対策講習会**
イノシシについては、交通事故や人身被害等、農業以外にも大きな影響を受ける恐れがあり、地域が一体となって対策に取り組む必要があります。専門家が地域に出向き、生息状況の調査や集落診断、技術講習等を行います。具体的な支援内容については下記、問い合わせ先にご連絡ください。



農作物被害状況調査への協力とイノシシ情報の提供をお願いします。

問い合わせ

農政センター農業生産振興課
☎043-228-6278
(千葉市鳥獣被害防止対策協議会事務局)

より有効な鳥獣対策をできるだけ早く行うためには、正確な情報が必要になりますので、被害にあわれた場合には記録を残し、毎年4月頃に実施している「農作物被害状況調査」への協力をお願いします。

また、急速に生息域を広げつつあるイノシシについては、緊急性が高いため、農業被害が無くとも、目撃や足跡を発見した場合はご連絡ください。

主な内容

地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう！	1頁	農業振興地域整備計画の全体見直しを行っています	3頁
今年も農地の利用状況調査を実施します。	2頁	農地の売買や転用	3頁
生産緑地の貸借の新たな仕組みが始まりました。	2頁	ストップ！違反転用	3頁
特定生産緑地指定意向申出書の提出のお願い	2頁	こんな農地はありませんか？	4頁
		千葉市にオリンピック・パラリンピックがやってくる	4頁

今年も、農地の利用状況調査を実施します



農業委員会は、農地法の規定に基づき、遊休農地の実態把握と発生防止のため、今年も7月から9月までの間、農地の利用状況の現地調査を行っています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地については、農地利用意向調査を実施します。

この調査は、遊休農地の所有者に対して、今後の農地の利用計画をお聞きするもので、自らこの農地を利用する意向がない場合は、県の農地中間管理事業や担い手農家への貸付け等を検討していただくことになります。

農地の利用状況調査と遊休農地対策に引き続きご理解とご協力をお願いします。

併せて、この機会に作付け、耕耘、草刈などの農地の管理を徹底して下さるようお願いいたします。



問い合わせ

農地指導班 ☎043-245-5768



生産緑地の貸借の新たな仕組みが始まりました

都市農地の有効な活用を図り、住民の生活の向上につなげることを目的として、平成30年6月に成立した「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」により、生産緑地の貸借がしやすくなりました。

農地所有者(貸し手)には、こんなメリットがあります。

- 契約期間経過後に農地が返ってきますので、安心して農地を貸すことができます。(農地法による契約の自動更新は適用されません。)
- 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができます。

※農業者(借受希望者)は、耕作の事業計画を作成して市の認定を受ける必要があります。事業計画の認定にあたっては、法定の基準を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 農地保全班 ☎043-245-5759

特定生産緑地指定意向申出書の提出のお願い

千葉市から、平成4年に生産緑地に指定された農地をお持ちの皆様または法定相続人の皆様へ、平成31年1月31日付で「特定生産緑地指定意向申出書」の提出についてご案内を送付しています。

この申出書は意向の有無にかかわらず、対象の方全員に提出いただく必要があります。

まだ提出されていない方は、ご提出いただきますようお願いいたします。



問い合わせ

都市計画課 都市施設班 ☎043-245-5349

注意!

千葉市農業振興地域整備計画の 全体見直しを行っています

千葉市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、平成14年に策定した「千葉市農業振興地域整備計画」について、社会情勢の変化に対応させるための、全体見直しを行っており、今年度は、昨年度策定した素案に係る県との協議を進めているところです。

見直し作業の一環として、農用地区域の対象や面積を確定させる必要があるため、農用地区域除外等の申出の受付は、一時的に停止していますのでご注意ください。

なお、受付の再開については、全体見直し終了後を予定していますが、県との協議の進捗状況等

によって、再開時期が前後する場合がありますのでご了承ください。

除外等の申出の受付

	令和元年度	令和2年度
6月受付	/	× 【停止】
10月受付	× 【停止】	○ (予定)

【問い合わせ】 農地保全班 ☎043-245-5759

農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

審査日程表	
9月～12月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
9月12日(木)	8月21日(水)～23日(金)
10月15日(火)	9月24日(火)～25日(水)
11月14日(木)	10月21日(月)～25日(金)
12月13日(金)	11月21日(木)～25日(月)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降(受付日が休日の前日の場合は、翌開庁日)に交付します。

問い合わせ

農地審査班 ☎043-245-5767

ストップ! 違反転用 ～私たちの手で農地を守りましょう!～

違反転用を発見したら農業委員会へ

※違反転用とは、農地法の許可を受けずに農地を農地以外のものにする等を行います。農地の所有者を含めて違反転用者に対しては厳しい措置が規定されています。

農地法の罰則

3年以下の懲役

または

300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

農地は無断で転用できません。市街化区域内では届出、市街化調整区域では許可が必要です。



- 分家住宅・店舗を建てたい
- 駐車場・資材置場にしたい
- 田や畑に土を入れて造成したい

こんな時は、農業委員会へお問合わせください。

【問い合わせ】 農地指導班 ☎245-5768

こんな農地はありませんか？



- 昔から手続きをせずに農地を貸して(借りて)いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して(借りて)いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して(借りて)いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きがめんどうくさいからヤミで貸して(借りて)いる。
- 農作業受委託であるにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 法律の要件に該当しないので、ヤミで貸して(借りて)いる。

農地の賃借権の時効取得とは…

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行なわれていた場合、民法第163条(所有権以外の財産権の取得時効)により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代(離作料)を請求される場合があります。

裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることとなります。

この様なトラブルをなくすために…

農地の貸し借りは、正規の手続きで！

問い合わせ 農地保全班 ☎043-245-5759

〈お知らせ〉

千葉市にオリンピック・パラリンピックがやってくる！

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一部競技が幕張メッセ(千葉市美浜区)で行われます。1年後に迫った世界最大のスポーツイベントを大いに楽しみましょう！



オリンピック

- ・フェンシング:2020年7月25日(土)～8月 2日(日)
- ・テコンドー:2020年7月25日(土)～7月28日(火)
- ・レスリング:2020年8月 2日(日)～8月 8日(土)

パラリンピック

- ・ゴールボール:2020年8月26日(水)～9月 4日(金)
- ・シッティングバレーボール:2020年8月28日(金)～9月 6日(日)
- ・テコンドー:2020年9月 3日(木)～9月 5日(土)
- ・車いすフェンシング:2020年8月26日(水)～8月30日(日)

本番を前に… 開催競技の国際大会が市内で多数行われます。ぜひ会場でご覧ください！

競技	大会名	日程	場所
テコンドー	千葉2019ワールドテコンドーグランプリ	2019年 9月13日(金)～15日(日)	千葉ポートアリーナ
ゴールボール	ジャパンパラゴールボール競技大会	2019年 9月28日(土)、29日(日)	幕張メッセ
ゴールボール	2019IBSAゴールボールアジア・パシフィック選手権大会	2019年12月 5日(木)～10日(火)	千葉ポートアリーナ
フェンシング	高円宮杯フェンシングワールドカップ	2019年12月13日(金)～15日(日)	幕張メッセ

問い合わせ オリンピック・パラリンピック調整課 ☎043-245-5048

千葉市 東京2020大会

検索

編集後記

元号が令和となり初めての農業委員会だよりとなります。種苗会社が「平成で流行した野菜は」という調査を行ったそうで、1位パクチー、2位アボカド、3位フルーツトマトという結果だったそうです。

令和の時代ではどんな作物が人気を集めるのでしょうか。色々な野菜を年間を通してスーパーやレストランで見かけるようになりました。安心して安全な野菜が一年を通して食べられることを農業者として誇りに思い、感謝したいと思います。(編集委員.H)

全国農業新聞を購読しませんか

「農家の経営とくらしに役立つ情報が満載！」

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。

- 発行日 毎週金曜日 (購読者のご自宅に郵送されます)
- 購読料 1か月700円
- 申込 農業委員会へ(☎245-5769)